

四 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

改正案	現行
<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 当該最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項を記載するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ～二 （略）</p> <p>ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額</p> <p>九・十 （略）</p>	<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 当該最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項を記載するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ～二 （略）</p> <p>ホ 連結自己資本規制比率告示附則第六条の規定が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額</p> <p>九・十 （略）</p>

5

(略)

5

(略)

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する告示（平成二十七年金融庁告示第十四号）（附則第六条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条 第三条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（以下この条において「新最終指定親会社告示」という。）第三条第一項、第六項及び第七項の規定は、適用日から平成二十七年六月二十九日までの間に終了する事業年度に係る経営の健全性の状況を記載した書面（新最終指定親会社告示第三条第一項に規定する経営の健全性の状況を記載した書面をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び同月三十日以後に終了する事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する告示（平成二十七年金融庁告示第十号）の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載し</p>	<p>附則</p> <p>（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条 第三条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（以下この条において「新最終指定親会社告示」という。）第三条第一項、第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る経営の健全性の状況を記載した書面（新最終指定親会社告示第三条第一項に規定する経営の健全性の状況を記載した書面をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る経営の健全性の状況を記載した書面については、なお従前の例による。</p>

た書面に記載すべき事項を定める件第三条第一項に規定する自己資本の充実の状況を記載した書面をいう。次項において同じ。）について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る経営の健全性の状況を記載した書面については、なお従前の例による。

2 新最終指定親会社告示第四条において読み替えて準用する新最終指定親会社告示第三条第一項並びに新最終指定親会社告示第四条において準用する新最終指定親会社告示第三条第六項及び第七項の規定は、適用日から平成二十七年六月二十九日までの間に終了する中間事業年度に係る経営の健全性の状況を記載した書面及び同月三十日以後に終了する中間事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る経営の健全性の充実の状況を記載した書面については、なお従前の例による。

3 (略)

2 新最終指定親会社告示第四条において読み替えて準用する新最終指定親会社告示第三条第一項並びに新最終指定親会社告示第四条において準用する新最終指定親会社告示第三条第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する中間事業年度に係る経営の健全性の状況を記載した書面について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る経営の健全性の充実の状況を記載した書面については、なお従前の例による。

3 (略)